参考資料１－１

＜マイナンバーカードの利用推進に向けた取組＞

Ⅰ マイナンバーカードの活用場面の拡大について

１．マイナンバーカードの健康保険証利用について

【2024年12月２日以降、マイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行しています】

2024年12月２日以降、マイナンバーカードの健康保険証利用（以下、「マイナ保険証」という。）を基本とする仕組みに移行し、2025年12月１日をもって、発行済みの健康保険証が全て有効期限の満了を迎えました。医療機関・薬局の受付では、マイナ保険証をお持ちの方は「マイナ保険証」、マイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書」をご提示ください。

【資格確認書について】

当分の間、マイナ保険証を保有していない（マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない）方全てに、資格確認書が無償で申請によらず交付されます。

なお、後期高齢者医療制度については、85歳以上の方には、令和８年８月の年次更新以降も、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、申請によらずに資格確認書を交付します。84歳以下の方には、これまでの暫定運用を見直すこととし、直近１年間にマイナ保険証の利用が６回以上であり、かつ概ね３か月以内に利用実績がある場合は、資格確認書を交付せず、引き続きマイナ保険証をご利用いただくことを原則としています。

また、マイナ保険証を保有している方で、マイナンバーカードでの受診等が困難な配慮が必要な方（ご高齢の方、障害のある方等）やマイナンバーカードを紛失・更新中の方は、申請により資格確認書の交付を受けることができます。

※申請により資格確認書が交付された配慮が必要な方（ご高齢の方、障害のある方等）は、更新時の申請は不要です。

資格確認書を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

【マイナンバーカードを健康保険証としてご利用ください】

マイナンバーカードを健康保険証として利用することで「過去のお薬・診療情報等の履歴に基づき、より良い医療を受けることができる」、「急にかかった医療機関等でも普段飲んでいるお薬の履歴や受けている治療を基に受診することができる」、「突然の手術や入院でも手続なしで高額療養費の限度額を超える支払を免除される（高額療養費制度）」、「救急現場で、搬送中の適切な処置や搬送先の選定等に活用される（以下、「マイナ救急」という。）」などのメリットがあります。医療機関等を受診する際は、マイナンバーカードを健康保険証としてご利用ください。

なお、顔認証付きカードリーダーの不具合など、何らかの事情でマイナ保険証での受付ができない場合は、マイナンバーカードと併せてマイナポータルの資格情報画面又は資格情報のお知らせをご提示いただくなどの方法で、10割負担にならずに受付ができます。

【簡単にマイナンバーカードを健康保険証としてご利用できます】

マイナ保険証利用登録は、マイナンバーカードを取得した後に、以下３つのいずれかの方法でお申し込みができ、利用登録が完了すると、マイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくことが可能になります。

①医療機関・薬局の窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーを利用して健康保険証の利用登録をしていただく。

②マイナポータルにログインし、「健康保険証」画面から「マイナンバーカードを健康保険証等として利用する」にチェックし、「登録」を押下することで利用登録をしていただく。

③セブン銀行の ATM で健康保険証の利用登録をしていただく。

※医療機関や薬局でのマイナ保険証の利用についての動画・リーフレットを公開しています。

【動画】マイナンバーカードは医療にも活用できます！篇（30秒音声無し）
https://www.youtube.com/watch?v=QT-ssE5U6Ug

【リーフレット】
https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html

登録はこちらから
（マイナポータル）
iPhone　Android

【マイナンバーカードを健康保険証として利用できなかった場合にはご連絡ください】

なお、一部の例外を除いて、全ての医療機関・薬局において顔認証付きカードリーダーを設置し、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにすることが義務化されています。そのため医療機関・薬局でマイナンバーカードを健康保険証として利用できなかった場合には、「マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）」にご連絡ください。デジタル庁から厚生労働省に情報を提供し、厚生労働省において事実関係の確認を実施します。

２．マイナ救急について

マイナ保険証利用により、救急搬送時等に患者本人が受診歴や服用している薬などを説明できない状況でも、傷病者のマイナンバーカードを活用して救急隊員が傷病者の受診歴や薬剤情報等の医療情報を閲覧できるため、病気やけがで苦しんでいる本人が救急隊員に症状等を説明する負担を軽減できます。また、救急隊員が傷病者本人の正確な情報を取得することで、より円滑な医療機関選定やより適切な処置を行うことができます。

「マイナ救急」については、これまでの救急活動の中で一命を取り留めた事例などもあり、「国民の命を守る」取り組みとして全国展開されており、2026年度は712消防本部(離島等を除く約99%の消防本部)、5,417隊(約97%の救急隊)で運用されます。

３．パスポートの申請新規・切替（更新）がオンラインで可能になったことについて

2025年３月24日から、パスポートを更新するときだけでなく、新規又は有効期限切れで申請するときにも、全ての都道府県でマイナポータルからオンライン申請が可能になりました。

オンライン申請であれば、窓口へ出向くのはパスポート受取時の１回のみとなり、戸籍謄本の原本提出も不要です。オンライン申請の場合は、書面申請よりもパスポートの手数料が割安になるほか、受取の際に必要な手数料をクレジットカードによりオンラインで支払うことができる場合があります。

国内からのオンライン申請の詳細については外務省ウェブサイトをご参照ください（https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page22_004036.html）。

※新規申請について【概要】説明動画はこちらをご参照ください

（https://www.youtube.com/watch?v=-5H2Sx8hwTc）。

【未成年者のパスポートのオンライン申請について】

15歳未満のパスポートのオンライン申請については、法定代理人（戸籍に記載されている親権者又は後見人）による代理提出が必要です。法定代理人がマイナポータルで代理人登録を行い、代理人のマイナポータルから申請してください。

15歳、16歳、17歳の方は、代理提出のほか、本人によるパスポートのオンライン申請も可能です。

本人による申請の場合は、法定代理人本人が署名した同意書の提出が必要です。

※未成年者のパスポート申請についての説明動画はこちらをご参照ください
（https://www.youtube.com/watch?v=nEgxJCEOf1Q）。

※申請状況は、マイナポータルから照会することができます。

４．公金受取口座の登録について

「公金受取口座登録制度」は、給付金等の受取のため金融機関にお持ちの預貯金口座を、国（デジタル庁）に登録できる制度です。登録しておくと給付金等の受取手続きの際に、申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付、行政機関における口座情報の書類確認等が不要となり、スムーズに給付金等を受け取ることができます。公金受取口座の登録等はマイナポータルや金融機関の窓口等から行えます。

公金受取口座登録制度の詳細は、デジタル庁ウェブサイトをご参照ください
（https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/）。

※マイナポータルを用いた手続きに苦手意識がある方や金融機関へ手続きに出向くことが難しい方であっても簡易に公金受取口座を登録できるよう、行政機関等経由登録の特例制度を2026年８月頃から開始を予定しております。これは、公金受取口座を未登録の年金受給者の方々に対して、年金受給口座を公金受取口座として登録することに関する意向確認書を送付し、一定期間内に不同意の回答が無かった場合公金受取口座として登録する取組です。

※公金受取口座の登録後、結婚等による氏名（口座名義を含む）の変更や住所の変更などがあった場合は、忘れずに公金受取口座登録情報の変更手続きをしてください。

登録は
こちらから

＜参考＞公金受取口座登録制度は預貯金口座付番制度とは異なる制度です。

「預貯金口座付番制度」は金融機関へマイナンバーを届出する制度です。相続時や災害時に、一つの金融機関の窓口において、マイナンバーが紐づけられた預貯金口座の所在を確認できます。

「預貯金口座付番制度」の詳細については、デジタル庁ウェブサイトをご参照ください
（https://www.digital.go.jp/policies/numbering-on-accounts）。

５．マイナンバーカードの国外利用開始について

2024年５月27日から、マイナンバーカードの国外利用が始まりました。

海外でもマイナンバーカードを引き続き利用する場合は、出国前に、住所地の市町村で国外転出届とあわせて、国内で利用しているマイナンバーカードを窓口に提出して海外継続利用の手続を行うことで、手続終了後にお返ししたマイナンバーカードを、引き続き海外でもご利用いただけます。

大使館・領事館での本人確認、マイナポータルにアクセス可能な場合はこれまでの年金記録・医療情報などの確認や各種申請に利用できる電子戸籍パス（戸籍電子証明書提供用識別符号）の

取得、一時帰国したときのコンビニでの証明書取得やマイナ保険証及びマイナ免許証の利用、また2026年11月からは、要件を満たした海外在住者が消費税免税制度を利用する際の疎明資料としても利用できますが、海外から利用できないサービスもありますので、その都度ご確認ください。国外転出者向けマイナンバーカードの交付申請については、2026年５月26日から、オンライン（https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/maina.html）による交付申請の受付が開始されました。

６．マイナンバーカードと運転免許証の一体化について

マイナンバーカードと運転免許証の一体化が2025年３月24日から開始されました。ご希望の方は、マイナンバーカードのICチップへの免許情報の記録を受けることで、マイナンバーカードを運転免許証として利用できます。

免許情報が記録されたマイナンバーカード（以下「マイナ免許証」という。）をお持ちの方のうち、更新時講習の区分が優良運転講習又は一般運転講習に該当する方は、マイナ免許証とマイナポータルを連携することで、更新時講習をオンラインで受講することができます。また、マイナ免許証のみをお持ちの方は、警察において利用開始手続を行うことによって、住所氏名及び生年月日に変更が生じた場合に、市区町村に届け出るだけで警察への変更届出が不要となるほか、本籍に変更が生じた場合には、市区町村に届け出た後、マイナポータルからオンラインで、免許情報の本籍を変更することができます。

【保有方法（免許証の持ち方）について】

免許証の持ち方は、以下の３つから選択することができます。

①マイナ免許証のみ
②マイナ免許証と運転免許証の２枚持ち
③従来の運転免許証のみ

免許更新時等の手数料は、免許証の持ち方により異なります。

免許証の持ち方は、免許更新時に限らずいつでも変更可能ですが、手続の詳細は、各都道府県警察のウェブサイトをご確認ください。

自動車等を運転する際は、従来の運転免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯する必要があります。

【海外でのマイナ免許証の利用に関する注意事項】

マイナ免許証のみでは、マイナンバーカードの券面に免許情報が記載されないことから、マイナ免許証のみをお持ちの状態で日本国外において自動車等を運転することは控え、従来どおり各国の規制を踏まえた方法で運転してください。在外公館において自動車運転免許証抜粋証明の発行を求める場合、マイナ免許証のみでは必要な免許情報を在外公館において読み取ることができないため、従来の日本の運転免許証の持参が必要です。また、マイナ免許証への変更手続きは運転免許センターや警察署において行う必要があり、海外に所在する日本国大使館や日本国総領事館等の在外公館では手続きを行うことはできないので、詳細については各都道府県警察のウェブサイト等をご確認ください。

なお、海外で運転する場合の諸注意については、渡航先の各日本大使館・総領事館等へお問い合わせください。

７．マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載サービスの拡大について

2025年６月24日より、iPhoneのマイナンバーカードのサービスが開始しました。

2023年５月11日より、Androidスマホ用電子証明書搭載サービスが開始しているほか、2026

年秋頃にAndroidのマイナンバーカードのリリースを予定しています。
マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載により、スマートフォンだけで様々なマイナンバーカード関連サービスの利用や申し込みができるようになりました。また、暗証番号入力の代わりに、顔や指紋などの生体認証を使って、簡単かつ安全に本人の確認ができます。
健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードをスマートフォンに追加することで、準備の整った医療機関や薬局で、受付に設置されたカードリーダーでスマートフォンのマイナンバーカードを「マイナ保険証」として利用できます。
マイナンバーカードの保有者で対応可能なスマートフォン端末をお持ちの方は、どなたでも無料で利用できます。

８．在留カード等とマイナンバーカードの一体化（特定在留カード等）について

2026年６月14日より、在留カード・特別永住者証明書とマイナンバーカードが一体化された「特定在留カード」及び「特定特別永住者証明書」の運用が開始されました。
特定在留カード等は、マイナンバー法等の規定の適用についてマイナンバーカードとみなされ、在留カード等とマイナンバーカードの機能を一枚のカードで果たすことができます。特定在留カード等交付申請は、地方出入国在留管理局での在留申請や在留カードの有効期間更新申請等、又は市区町村窓口での住居地の届出等と併せて行うことができます。

９．犯収法及び携帯電話不正利用防止法における本人確認方法の見直しについて

犯罪収益移転防止法（以下「犯収法」という。）と携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下「携帯電話不正利用防止法」という。）に基づく本人確認方法の見直しが行われます。
2026年４月１日の携帯電話不正利用防止法施行規則の改正の施行及び2027年４月1日から予定されている犯収法施行規則の改正の施行により、非対面での本人確認において本人確認書類の画像情報の送信を受ける方法や本人確認書類の写しの送付を受ける方法を原則廃止し、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化します。
また、2027年４月１日に予定されている犯収法施行規則改正及び携帯電話不正利用防止法施行規則の改正の施行の施行に伴い、対面での本人確認においても、マイナンバーカード等のICチップ読み取りの原則化が予定されています。

１０．マイナンバーカード対面確認アプリ

デジタル庁では、事業者や自治体のスタッフが、顧客や住民の本人情報の確認を確実に行うため「マイナンバーカード対面確認アプリ」を提供しております。
このアプリは、マイナンバーカード等に格納された氏名などの本人情報を確認することができ、自治体窓口での本人確認だけでなく、金融機関等で対面での本人確認が必要な時など様々な場面において利用することができます。
また、「iPhoneのマイナンバーカード」の確認機能の追加のほか、特定在留カード等の交付申請の開始に伴い、iOS版のマイナンバーカード対面確認アプリで特定在留カード等の確認を行えるようになりました（※ Android版は後日対応予定。）。

１１．マイナンバーカードの市民カード化

マイナンバーカードは、コンビニ交付サービス、「書かない窓口」での利用、図書館カードとしての利用、子育て支援や健康づくり等各種アプリの提供、避難所受付など、着実に進展し、国民の利便性向上や、新たなサービスやメリットの提供が進んでいます。

１２．電子証明書の利用について

オンラインで確実な本人確認ができる手段として、マイナンバーカードの電子証明書の利用が拡大しています。行政機関や民間事業者は、公的個人認証サービス（JPKI）及びデジタル庁が提供するデジタル認証アプリと連携するAPI（デジタル認証アプリサービスAPI）を活用することで、マイナンバーカードを使った本人確認・認証や電子申請書類への署名機能を簡単に組み込むことができます。

例えば、金融機関における口座開設や証券口座の開設、通信事業者や各種オンラインサービスにおける契約・会員登録、フリマ・SNS等のサービスにおけるアカウントの本人確認・リカバリ、さらに大学等の教育機関における学生認証などにおいて、オンラインでの本人確認や申請・契約手続を安全かつ円滑に実施することが可能となります。

また、令和８年８月にはデジタル認証アプリがマイナポータルアプリと統合される予定であり（マイナアプリ）、利用者にとってより分かりやすく使いやすい環境が整備されます。これにより、行政機関や民間事業者における利活用の更なる促進が図られるとともに、認証機能の共通化による個別システムの開発・運用の効率化を通じて、社会全体のコスト削減にも寄与することが期待されます。

１３．国家資格等のオンライン・デジタル化について

現行では、多くの国家資格等に関する手続は紙媒体を前提に運用されていますが、マイナンバー法の改正等により、130の国家資格等がオンライン・デジタル化の対象となりました。これを踏まえ、2024年８月６日から各省庁が所管する国家資格等の手続において、マイナポータルにてオンライン申請等を可能とします。

また、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等により、資格保有者等にとっては、各種申請手続における添付書類の省略等とマイナポータルを活用した資格の証明が、行政機関等にとっては資格管理事務の効率化と資格情報の正確性の担保が実現できることとなります。

１４．行政手続のオンライン申請等の推進（オンライン市役所化）

各種行政手続きにおいて、スマートフォン等で手続が完結することを目指し、自治体の行政手続をオンライン化する取組を進めています。デジタル庁が提供する「マイナポータル」の利用により、確定申告やパスポートをはじめとする国の手続、引越や子育てをはじめとする自治体の手続とともに、オンライン申請等ができる手続の拡大・改善・利用増加が着実に進んでいます。

１５．民間サービスにおけるマイナンバーカードの利活用推進

「安全・便利な民間ビジネス」の実現に向け、民間サービスにおけるマイナンバーカードの利活用推進に向けた取組を進めています。銀行・証券・キャッシュレス決済などの金融分野をはじめ、携帯・不動産・リユース・エンタメ・マッチングアプリなど幅広い分野において、マイナンバーカードを利用することで、確実・簡便な本人確認が可能となります。

現在、マイナンバーカードを利用した民間サービスの提供事業者は1,310社（令和８年５月末時点）となっており、着実に普及・利活用が進んでいます。

II. マイナンバーカード及び電子証明書の更新手続について

マイナンバーカードには、マイナンバーカード自体の有効期限とマイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書の有効期限があります。有効期限を迎える方には、期限の２～３か月前を目途に、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）から有効期限をお知らせする「有効期限通知

書」がご自宅に送付されます（国外転出者向けマイナンバーカードを所持する方には有効期限通知書は郵送されませんが、期限の１年前から更新手続きがオンラインで申請可能です。）。
マイナンバーカードと電子証明書、いずれも有効期限の３か月前から更新可能です。

【マイナンバーカードの有効期限について】
マイナンバーカードが発行された時点で、18歳以上の場合は発行日以後10回目の誕生日、18歳未満の場合は発行日以後５回目の誕生日が有効期限になります。

【マイナンバーカードの IC チップに搭載された電子証明書の有効期限について】
電子証明書の有効期限は、年齢問わず発行日から５回目の誕生日までです。
マイナンバーカードの券面に記載がない場合は、マイナポータルから確認できます。

III. 安全なマイナンバーカードの携行について

マイナンバーカードの券面やICチップには、安全に利用ができるよう様々な技術が施されています。安心して携行してください。

マイナンバーカードを落としても、悪用を防ぐ仕組みがあります

見る角度によって色が２色に変化して見えるインキを使用、顔写真の表示への特殊な加工、文字をレーザーによって印字するなど券面の偽造を困難にしています。
券面は顔写真付のため、仮に紛失しても、第三者が容易になりすますことはできません。
ICチップに記録された情報を読み取るには、暗証番号や顔認証が必要です。暗証番号は、一定回数間違えるとロックがかかり、本人が手続をしないとロックの解除ができないようになっています。

マイナンバーを見られただけでは税や年金などの個人情報は盗まれません

マイナンバーカードの裏面に記載されている12桁のマイナンバー（個人番号）を見られても、マイナンバーだけで手続はできないため、情報を引き出したり、直ちに悪用したりすることはできません。

不正に情報を読み出そうとするとICチップが壊れます

ICチップに記録された情報を不正に読み出そうとすると、自動的にICチップが壊れ、情報を読み出せなくなる仕組みになっています。

IC チップには必要最小限の情報のみ記録

マイナンバーカードに搭載されているICチップには、病歴などの医療情報、金融機関の口座番号、税や年金などのプライバシー性の高い情報は記録されていません。

情報の分散管理のしくみ

マイナンバー制度は、国があらゆる情報を特定の一カ所に集めて管理、閲覧することができる「一元管理」の仕組みではありません。行政手続などで必要な情報を、必要な時だけやりとりする「分散管理」という仕組みを採用しています。あらゆる情報を特定の機関に集約し、共通データベースをつくるような仕組みではないため、芋づる式に情報が漏れることはありません。
情報のやりとりは、システム内でのみ突合可能な、役所ごとに異なるコード（暗号化された符

号）で行われます。行政職員であっても、手続を受け付ける職員だけが、その手続に必要な情報に限ってアクセスすることが許されています。

セキュリティの国際標準の認証を取得

セキュリティ機能評価の国際標準である「ISO／IEC15408認証」を取得しています。